

外国人技能実習機構からのお願い 「受験ができない！」という事態を防ぐために

試験実施機関から外国人技能実習機構へ寄せられる「監理団体・実習実施者の皆様
にお願いしたいこと」について、特に多いご要望を5点ご紹介します。

①初めての職種では、受験に必要な手続きを試験実施機関へ直接確認！

試験実施機関によっては、受験手続支援サイトの情報が「承認済み」になった後、監理団体（実習実施者）から試験実施機関へメール連絡や別のサイト登録をしないと、受験ができない場合もあります。特に初めての職種の場合は、どんな手続きが必要なのか、試験実施機関へ直接問い合わせ確認してください。

■試験実施機関連絡先はこちらです

<https://www.otit.go.jp/g/7ske6gMpKW721&i=ycY>

②実習前に、希望都道府県内での技能検定実施の有無、 準備が必要な設備・機器を要確認！

一部の都道府県の技能検定職種では、基礎級（＝1号生向け）は実施しているが随時3級・随時2級（＝2・3号生向け）は実施していない、という場合もあります。また、監理団体又は実習実習実施者ご担当者様に準備に協力いただく設備・機器がそろわないと、受験ができない場合もあります。実習開始前までに、試験実施機関へ問い合わせ、必ず確認をお願いします。

■試験実施機関連絡先はこちらです

<https://www.otit.go.jp/g/9Fvw7hVGST722&i=ycY>

■技能検定の試験問題公開サイトはこちらです

<https://www.otit.go.jp/g/4KgUDSVVru723&i=ycY>

③受験申請はお急ぎください！

試験予約状況は大変混みあっており、申請から4か月以内の受験予約不可の試験実施機関もあります。特に1号生は期間が短いため注意が必要です。1号生が入国したら、すぐに受験手続支援サイトへ登録し、同意書を添付し、機構の承認を受けましょう。

■リーフレット【2024年8月更新版】のリンク先はこちらです

<https://www.otit.go.jp/g/9snXGcpVeL713&i=ycY&i=1j0A>

—外国人技能実習機構からのお願い— 「受験ができない！」という事態を防ぐために

④入力情報（特に氏名・生年月日・職種・作業）はダブルチェックで！

申請情報を誤ると、技能実習期間内の受検ができなくなる場合があります！受検
手続支援サイトに登録する前に、必ず在留カード・技能実習計画と、サイト入力
情報を照合し、誤りがないかどうか確かめてから登録してください（入力担当者
以外の方が確認するなど、ダブルチェックをお願いします）。特に職種・作業名
は誤りが発生しやすい部分です。似た職種・作業名が存在する場合や、同じ実習
先に複数の職種・作業で実習生がいる場合は、ご注意ください。

⑤サイトを修正したら試験実施機関へ！キャンセル前に試験実施機関へ！

申請情報を誤ると、技能実習期間内の受検ができなくなる場合があります！受検
手続支援サイトに登録する前に、必ず在留カード・技能実習計画と、サイト入力
情報を照合し、誤りがないかどうか確かめてから登録してください（入力担当者
以外の方が確認するなど、ダブルチェックをお願いします）。特に職種・作業名
は誤りが発生しやすい部分です。似た職種・作業名が存在する場合や、同じ実習
先に複数の職種・作業で実習生がいる場合は、ご注意ください。

上記5点の内容は受検手続支援サイトに「試験実施機関からのお願い」として下記に
掲載しております。

<https://www.otit.go.jp/g/9tj3B95YZG720&i=ycY>

■受検手続支援サイト（監理団体トップページ）

<https://www.otit.go.jp/g/6f3vvggF9P2579&i=ycY&i=1j0A&i=1j0A&i=1bHm>

■受検手続支援サイト利用者マニュアル（簡易版）

<https://www.otit.go.jp/g/9P6cAUqDpH613&i=ycY&i=1j0A&i=1j0A>

■受検手続支援サイトよくあるご質問

<https://www.otit.go.jp/g/7MPKKX4qPR614&i=ycY&i=1j0A&i=1j0A>